

令和5年5月8日

各都道府県ソフトボール協会 会長 殿
(公財)日本ソフトボール協会 加盟団体 代表者 各位

公益財団法人日本ソフトボール協会
会 長 三 宅 豊
<公印省略>

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
ガイドラインの廃止について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなりました。

このため、当協会が定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）におけるソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」は、令和5年5月8日に廃止することと致しますので、当協会主催の大会についてはガイドラインの適用を終了することとなります。

なお、各都道府県協会主催の大会については、各自治体の運用状況に応じ、各主催団体においてご判断頂ければと存じます。

宜しくご承知置き頂きますよう、お願い致します。